

「店頭外国為替証拠金取引 取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(2020年4月1日)

現 行	変更後
<p>7. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1) ～ (3) (省 略)</p> <p>(4) 苦情処理および紛争解決</p> <p>苦情処理および紛争解決について、当社およびお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次の通りです。</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)</p> <p>TEL 0120-64-5005</p> <p>URL <a href="https://www.finmac.or.jp/">https://www.finmac.or.jp/</a></p> <p>東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館</p> <p>大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル</p> <p style="text-align: right;">2020年2月3日</p>	<p>7. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決</p> <p>(1)～ (3) (現行どおり)</p> <p>(4) 苦情処理および紛争解決～<u>金融 ADR 制度のご案内</u></p> <p><u>金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。</u></p> <p><u>金融商品取引業等業務に関する苦情および紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。</u></p> <p>苦情処理および紛争解決について、当社およびお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次の通りです。</p> <p>特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)</p> <p>TEL 0120-64-5005</p> <p>URL <a href="https://www.finmac.or.jp/">https://www.finmac.or.jp/</a></p> <p>東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館</p> <p>大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル</p> <p style="text-align: right;">2020年4月1日</p>